

の途を講ずること。

一四、傷痍軍人自身の士氣を鼓舞し、教養を高め、其の殊勲に對する矜持を永く保持せしむると共に平時に在りても自力發奮常に國民の儀表たるべき信念態度を涵養せしむること。

同時に又一般國民をして傷痍軍人に對する處遇の途を誤らしめざるやう適切なる訓練を施すこと。

一五、傷痍軍人對策の實施遂行に當りては、心理的に技術的にも極めて複雑微妙の取扱ひを要するものあり、從て之を擔當する中樞人物は傷痍軍人に對して深き理解と厚き同情共感を有するの士にして、而して生涯を捧げて傷痍軍人の好まざる導師伴侶とし

て凡ゆる親身の世話に任ずる献身特志の人材を必專とす。中央及び地方を通じて斯かる適材を發見するに努め、之が後顧の憂なく専心活動を為し得るが如き、生活並に地位を保障すること。

一六、傷痍軍人對策の實施に當りては現存する各種社會事業団体並に施設を最も効果的に動員すること、之かために各種社會事業団体施設の全國的統合連絡を圖ること。

次に「實行方策」を提示して、(甲)就職問題を中心として觀たる傷痍軍人對策と(乙)勞務管理上より觀たる傷痍軍人對策との二案について細説したのであつた。

「勞資關係調整方策」に關する建議の全文は次の如き